

審議内容

1. 開会

事務局 委員の出席状況を報告いたします。

本審議会の委員総数は10名でございます。

本日は9名の委員にご出席いただいておりますので、城陽市上下水道事業経営審議会規程第4条第3項の規定により、本日の会議が成立していることをご報告いたします。

なお、島田委員からは本日欠席のご連絡をいただいております。

本審議会の公開・非公開について、でございます。

本日の案件は、城陽市水道事業ビジョン（新水道ビジョン）について、パブリックコメントについて、部会の設置について、今後のスケジュールについて、でございます。

本日の会議につきましては公開として取り扱わせていただきたいと思いますと考えておりますが、委員の皆さま、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

事務局 ありがとうございます。

それでは、本日の会議につきましては公開とさせていただきます。

なお、現時点、傍聴希望者の方はおられません。

2. 管理者職務代理者挨拶

管理者職務代理者 皆さま方におかれましては、何かとご多用のなか審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

立春は過ぎてはおりますが、寒い日が続いており、体調管理には十分注意していただきたいと思います。

さて、前回の第2回の審議会におきましては城陽市水道ビジョン案、いわゆる新水道ビジョン案についてご説明させていただき、皆さま方よりご意見をいただいたところでございます。今回の第3回目の審議会では、いただいたご意見をまとめさせていただきましましたので、ご説明させていただくこととしております。

皆さま方のご議論をいただき、新水道ビジョン案をまとめていきたいと考え

審議内容

ておりますので、何卒よろしくお願いいたします。

3. 議題

①城陽市水道事業ビジョン（新水道ビジョンについて）

会 長 それでは、お手元の次第に従って進めさせていただきます。

①城陽市の水道事業ビジョン（新水道ビジョン）について、でございますが、昨年12月4日の第2回城陽市上下水道事業経営審議会におきまして、新水道ビジョン全体についてご審議いただきました。

その際、それぞれの委員の皆さまからさまざまなご意見をいただきまして、会議のなかでお答えをしたものもあれば、検討課題とさせていただいたものもございます。

いただいたご意見を取りまとめ、次回の会議に報告するという事となっておりましたので、「資料番号4意見集約表」として整理いたしております。

意見集約表においては、意見要旨と、意見に対する回答要旨、その取扱方針案について記載しております。

意見に対する取扱方針案が同一のものもございますので、一定のまとまりごとにと事務局で説明いただいたあとに、それに対するご意見がございましたら、その都度、お伺いするという形で進めたいと思っております。

また、ビジョン全体として修正箇所が必要な箇所もありますので、ご意見に基づく本編の修正の審議を行ったのち、事務局より説明していただきたいと思っております。

このように議論を進めさせていただきたいと思っておりますが、いかがでございますでしょうか。

《特に意見なし》

では、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 それでは、第2回城陽市上下水道事業経営審議会において出されたご意見、及びその取扱案をとりまとめました意見集約についてご説明をさせていただきます。

第2回の審議会において出されました意見は、全部で31件ございました。

審議内容

内訳といたしまして、ビジョン全体に関わるものが2件、安全に関わるものが11件、強靱に関わるものが9件、持続に関わるものが9件でございました。

集約表におきましては、いただいたご意見を基本目標ごとに意見要旨、回答要旨、意見に対する事務局としての取扱方針案、また、取扱方針案において、本編修正の有無についての記載をしております。

また、基本目標におきまして、数値目標を設定しているものについては、「資料番号5新水道ビジョン目標設定に対する考え方」を作成いたしまして、その考え方を明らかにしております。

これから基本項目ごとに、いただいたご意見を説明させていただきます。

時間の都合上、いただいたご意見のうち、会議で回答が完了しているものもごございますが、基本項目ごとに主なものについてご説明をさせていただきます。

事務局で説明した以外でもご意見等がございましたら、質疑応答の際に併せてお尋ねいただければと思います。

なお、意見の報告と併せ、本編の修正部分についても申し上げますので、「資料番号6新水道ビジョン案」を併せてご覧いただきたいと思っております。

また、本編の修正部分については、わかりやすいように赤字で記載してございます。

それでは、第2回城陽市上下水道事業経営審議会にていただきましたご意見に対する意見要旨、回答要旨とその取扱方針案について説明させていただきます。

《事務局より、「資料番号4第2回城陽市上下水道事業経営審議会意見集約」に基づき説明》

会 長 何かご意見はございますでしょうか。

委 員 前回の意見集約につきましては、わかりました。

この意見集約にプラスアルファで若干ご質問したいんですけれども、まず安全というところです。

今回重点施策に計上されております貯水槽水道の指導ということなんです

審議内容

が、非常に重要ということで重点施策に格上げになったと思うんです。

ところが、10ページに前回までに取り組んだ内容が評価として書いてますけれども、わたしが思うには、新ビジョンで重点施策まで格上げをしたということは、この評価のところに新ビジョンでは重点施策に上げなければならないという、まあ不具合とは言いませんけれども、もう1歩であったとか、要はプロセスのなかでなぜ重点施策に上げたのか。

不具合があったのであれば、その不具合を改善するために新ビジョンでは重点施策に格上げします、ということを前のビジョンの評価のところにそれをきちっと書いておかなければ意味合いが合わないんじゃないかなというふうに思います。

なぜ重点施策にしたのかというプロセスの説明を前回のところの評価のところにきちっと書いておかないことには、重点施策に上げたという意味がちょっと通じないんじゃないかなということのを思いました。

次に、強靱とところで、前回の説明は十分わかったんですけども、このビジョンによりますと52ページで危機管理、いわゆる危機管理対策マニュアルの充実ということがここに書いてあります。

当然、城陽市にあってはマニュアルがきちっと作成されて、合同訓練とかもされているように書かれています。

ここで、いわゆる相互応援の体制、近隣水道事業体、たとえば宇治市とか久御山町とか京田辺市とかあるかもわかりませんが、要は隣接市との共同で相互応援をやっていきますよ、ということがここに書いてあるんですけども、隣接市同士のマニュアル、これはあるのかなと。

城陽市が倒れた場合に隣接市からの応援、あるいは隣の市が倒れた場合に城陽市からの応援、そういうことも非常に重要かと思えます。

相手の市がどれだけの人材の応援ができるのか。また復旧の時間、どんな機材が宇治市にはあるのかという等々、隣接市と城陽市との意思疎通というんですかね、そういういわゆる人、物、金、機械、機材とかあるいは復旧時間とか、どれだけの人間を出すことができるのか、どれだけの人間が応援に来てもらえ

審議内容

るのかということ、隣接市との協議会、そういうマニュアルがないのであれば、次の機会に協議会等をもって、作っていかないことには、ぶっつけ本番では非常に心配だなという点がいたしました。

それと同じく強靱のことですけれども、管路の耐震化に対する事業費として、年間3億5,000万円から4億円を予定しているとのことですが、企業ではバランスシート、いわゆる貸借対照表があるんですけれども、ちょっと財務体質まで資料ありませんのでちょっとなんともわかりませんが、こういう設備の老朽化等については引当金と言うのですかね、それに対処するための事前の貯蓄と言うのですかね、内部留保かもしれませんけども、そういうものはあるのでしょうか。

最後に、この意見の集約の持続の27番目の「人材の確保と人材の育成について、この10年間、うまく回るのか」ということの説明に対して、「人員配置等については人事担当部局に要請をしている」と、このように書いていますけれども、57ページの年齢構成表を見ますと、5年後には非常に人員が厳しい状況になっているとも、うかがわれます。

従って5年後どんな形でしていくのかということも、ちょっとこの新ビジョンのなかに書いておいたほうがいいのではないかなと思います。

たとえば70歳までの雇用とか、この5年後を乗り切るために、何かビジョンというのを示しておかれたほうがいいのではないかなというふうに感じました。以上4点でございます。

会 長 今、お答えできるところありましたか。

事務局 老朽化の関係で施設の修繕なり再構築するに当たっての引当金等ないかというようなご意見の部分と、人事配置、人材育成に関する部分について、ご回答させていただきたいと思います。

まず老朽化等、施設の更新に対する引当金の部分につきましては、現在、引当金として計上しているものにつきましては、賞与引当金、それから退職給付引当金、それと庁舎の修繕に関する引当金を引き当てております。

施設の更新とか建設に対する引当金というのは今、引き当てていない状況で

審議内容

ございます。

人材配置の部分、人材育成についてのご意見でございますが、既にご案内のとおり、城陽市の上下水道部の職員につきましては中間年齢層が少なく、50歳以上の職員が多いということで、この先も退職に伴い、人事異動で職員が配置されない限り、どんどん職員数は減っていくことになります。

技術を持っている職員がどんどん退職していくことについて、非常に危惧しているところでございます。

人員の配置については市全体で行われることでございますので、それ以外では、技術継承というのが課題となっているところでございます。

技術職だけでなく、事務職も含め、実務研修や会計制度の研修など、内外の研修を活用いたしまして、技術継承に取り組んでいくという部分のところをメインにしているところでございます。

事務局 前回の水道ビジョンの評価について、でございます。

前回の水道ビジョンで設定しております目標については、この時点で計画どおりやっておりますので、「計画どおりにやっている」という評価になります。

今回の充実ということについては、新たにこの新水道ビジョンを作るに当たって、改めて検討した結果に出てきたものですので、前回の評価とはまた別の段階になるかと思っております。

それと、危機管理・相互応援体制ですけど、これは日本水道協会という組織がありまして、そちらのほうで応援協定を結んでおります。

それに基づきまして例年、機材の調査、それから初期の応援にどういう体制で臨めるかという調査もございます。

日本水道協会の京都府支部を通じて相互応援の体制は整備しつつあるところでございます。

会長 今回の回答をこちらの新水道ビジョンに入れるか入れないかっていうのはまたご検討していただくことでよろしいですか。

委員 はい。ありがとうございます。

会長 ほか、ご意見はございますでしょうか。

審議内容

《特に意見なし》

では、次に、今のご意見以外で、本編の修正部分について事務局、ご説明をお願いします。

《事務局より、「城陽市水道事業ビジョン案の修正一覧」に基づき説明》

会 長 何かご意見はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

《特に意見なし》

それでは、先ほどのご意見もなかに一応入れるかどうかの検討をしていただくというのも含めまして、これで確定をさせていただきたいと思っておるんですが、いかがでしょうか。

副 会 長 「おいしく水道水を飲んでいただくために」というコラムを書いているんですけど、話が脇道それるのかもしれませんが、最近空気清浄機で次亜塩素酸ソーダ、次亜塩素酸を使った清浄機出ていますよね。

市民生活の中で、滅菌、滅菌っていう風潮が出てきていると思うんです。

飲み水に関しても同じで、今まではカルキ臭、塩素が何か必要悪のようなイメージでずっと語られていて、それがまずさにつながっていて、何か塩素を入れることが、いいのか、みたいな話がちょっと続いていたような気がします。

今、市民生活のなかでは、いわゆる次亜塩素酸というものを使って、空気中のいろんな雑菌を滅菌しようというような風潮が出ていますよね。

水道水にはその次亜塩素酸というものが入っていることによって、水の安全性が高まっているのも事実です。

それを除けば確かにおいしいってことにもつながるんですけど、水道水は安全であるということをもう少しアピールされてもいいのでは、と思います。

つまり水道が、そういう塩素系のものを入れていることによって飲み水として安心して飲めるっていう、そういうことがこのコラムのなかで、書けないものかなと思います。

空気に次亜塩素酸を入れることがどうなのかなと個人的には思うんですけど、何か世間の風潮というんですか、潔癖というか、そういう意味で水道水のなかに次亜塩素系を入れてるものの安全性っていうのをもう少しアピールし

審議内容

てもいいのかなと思います。

ただ、入れ過ぎてはいけないということで、東京都さんみたいにコンマ1を厳格にするために注入するところで極力抑えていくということは必要だと思うんですけど、入っている安全性をアピールするべきではないかと。

今でもまだ浄水器で塩素を抜くことで水がおいしくなって、それがいいという考えがあるんですけど、雑菌繁殖なども考えると、非常に危険な話で、そういうことを水道事業体としてアピールしていただいたらどうかなと思います。

委員 今、副会長から言われた水質のところのコラムですが、特に塩素の場合は微生物に対する安全性だと思うんですけど、そういったところを加えられると非常にいいと思います。

あまり細かいこと書き始めると、重金属であったり、トリハロメタンであったりいろんな問題がありますが、基本的にはやはり病原生物に対するリスクを塩素によって低減するというようなことを記載することは非常に必要だと思っています。

もう少しちょっとだけ細かいことですが、22ページのところで、前回の水道ビジョンからの評価のまとめのところで、前回の審議会で議論があったかもしれないんですけども、いわゆる完了しているもののところにも、評価が「計画に基づき事業を実施しています」という一辺倒の答えになっていますね。

このあたり、書き方を少し工夫されたほうがいいのかなと思いました。

たとえば、先程の貯水槽水道等の調査は23年度に完了となっていますけれども、「計画に基づき事業を実施しています」になっていますし、バックアップ能力の確保のところも22年度完了なんですけど、「計画に基づき事業を実施しています」となっています。

完了してるのだけれども、今後どうするかとか、少し書き方の工夫されたほうがよろしいかと思います。

会長 コラム3のところの、次亜塩素酸に関することは、今おっしゃったようなことを付け加えていただくかどうかというのも、検討してもらえますかね。

それと、22ページですね。確かに実施と完了のところで、評価が同じような

審議内容

表現になっているので、ここを少し変えてみたらどうかと思います。

これも表現を検討していただけますか。

ほか、よろしいでしょうか。

委員 城陽市では環境基本計画のパブリックコメントもありました。

他にもいろいろな計画がありますが、年度を表現する際に、「平成」という元号の表記があります。

「昭和、大正」もありますけれど、平成はもうすぐしたら終わりますよね。

こういった基本計画は、最近かっこ書きで西暦が書かれているもの、たとえば、平成30年（2018年）といたようなものが多いんですよ。

10年間のビジョンですから、できたらそれは検討したらいいと思いました。

会長 今のご意見もご検討をお願いいたします。

ここまでのご意見を踏まえ、微修正等を検討していただくということで、これを案として確定したいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

あと、いろいろなご意見等ございましたけども、文書の趣旨が変わらない範囲においては、文言等を調整する必要がある場合は、今のご意見等を含めまして、会長のほうに一任していただくということでよろしいでしょうか。

大きな修正がある場合は、またこの審議会にお出しして、お謀りいたしますけども、全体の意味が変わらないようなところは、会長のほうに一任していただくということでよろしいでしょうか。

《特に意見なし》

それでは、②パブリックコメントの実施について、でございます。

事務局よりご説明をお願いいたします。

《事務局より、「資料番号1関係例規」、「資料番号7パブリックコメントの実施について」に基づき説明》

会長 ただ今の説明に対しまして、ご意見等はございますでしょうか。

委員 本編丸々1冊というイメージでよろしいでしょうか。

審議内容

用語集とか、資料とかもつけたものを、これを丸々1冊ということで、理解
でよろしいですね。

事務局 「資料番号6城陽市水道事業ビジョン(案)」を、パブリックコメントにか
けるということで考えております。

委員 わかりました。

閲覧場所のところ、たとえば、ここの建物の場合だったら、そこで見ていた
だくのか、一度持ち帰ってもらえるのか、どういった形になるのでしょうか。

ホームページの場合はたぶん、PDFとかでダウンロードされるようなこと
になるかと思うんですけども、おそらく、パブリックコメントってあまり出
てこないんですよ。

それは容易に想定されるんですが、どれぐらいの方が見ていただいたかと
か、ダウンロードできたかっていうのを、数がわかるだけでもわかりませんか。

オープンにしなくとも、内々のところでもいいと思いますので、どれぐらい
の方が見ていただいたかっていうのをわかるようなことができればいいか
なと思います。

事務局 閲覧方法につきましては、ホームページからダウンロードしていただくか、
行政情報コーナー等に配架しているものを、その場で見ていただくというこ
とで考えております。

今のところ、閲覧場所に配架しているものを持ち帰って見ていただくという
ことは想定はしてないところでございますが、適宜対応はしていきたいと思っ
ております。

閲覧の数につきましては、ホームページを管理しております秘書広報課に、
閲覧の状況はチェックやダウンロードの数がわかるのかどうかを確認いたし
まして、把握できるようであれば、報告したいと思います。

会長 よろしいですかね。

委員 はい。

会長 ほか、ご意見はございませんでしょうか。

《特に意見なし》

審議内容

それでは特にご意見ある方がいないようですので、今説明していただきましたこのパブリックコメントを実施させていただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

《異議なしの声》

ありがとうございました。

次に③部会の設置について、でございます。

前回の第2回の審議会におきまして、部会を設置することについて、委員の皆さまのご了承をいただいているところでございますけれども、部会の設置につきましては事務局よりご説明をお願いいたします。

《事務局より、「資料番号1 関係例規」に基づき説明》

会長 規程第5条に部会というものが明示されておりまして、その委員に関しましては、第5条第1項で会長が指名するというところでございますので、わたしのほうから指名をさせていただきます。

今回、設置いたします部会に関しましては、新水道ビジョンで示す施策を進めるために、料金体系を含めた財政的な裏づけの検討を集中的に行うために設置するためのものがございます。

特に料金体系につきましては、非常に重要な部分、かつ専門的な要素もございますので、そういった事情も考慮して、部会の委員につきましては、太田副会長、池田委員、生駒委員、清水委員、坂東委員に、それぞれの委員をお願いしたいと思います。

指名させていただきました委員の皆さんはよろしいでございましょうか。

《特に意見なし》

それではよろしく願いいたします。

次に、規程第5条第2項において、部会長および副部会長を置くこととしております。

この部会長、副部会長につきましては、規程第5条第3項において、審議会において意見を聴取した上で、委員の内から会長が指名することになっております。何か部会長、副部会長についてご意見はございますでしょうか。

審議内容

一 同 一任します。

会 長 事務局からは、部会長には太田副会長、副部会長には清水委員でいかがで
しょうかという、意見をいただいておりますが、どうでしょうか。

皆さん、それでよろしいでしょうか。

《異議なしの声》

会 長 では、部会長には、太田副会長、副部会長には清水委員、よろしくお願
いします。

なお、この部会の審議の動向につきましては、審議会の会長として把握して
おく必要もございますので、この部会の構成員ではありませんが、わたくしも
極力参加させていただきたいと考えておりますので、ご了承をお願いいたした
いと思います。

第1回目の部会は、今後のスケジュールにおいて説明がございますけれど
も、4月上旬を予定しておりますが、具体的な日時につきましては、部会長を
始め部会の委員の皆さまと調整の上、決定したいと考えております。

この部会の名称でございますけれども、主として新水道ビジョンの財源につ
いての審議を行うということから、財政検討部会としたいと思いますが、いか
がでしょうか。

部会長、副部会長、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

《特に意見なし》

では、この部会の名称を「財政検討部会」とさせていただきます。

続きまして④今後のスケジュールでございます。

事務局より、説明をお願いします。

《事務局より、「資料番号8城陽市上下水道事業経営審議会スケジュールについて(平
成29年度から平成30年度)」に基づき説明》

会 長 このスケジュールについてご意見はございますでしょうか。

4月上旬から部会を開催させていただきまして、それを3回、その間にパブ
リックコメントもございます。

第4回審議会は9月中旬頃と、少し時間が開きますけれども、この第4回のと

審議内容

ころでパブリックコメントの結果、あるいは部会からの中間報告等をさせていただきたい、という予定でございます。

よろしいでしょうか。

《特に意見なし》

スケジュールにつきましては、このようにさせていただきます。

4. その他

会 長 次回の第4回の審議会の日程調整でございますが、先ほどのスケジュールでいきますと、9月中旬の開催となり、少し先になりますことから、具体的な日程調整につきましては、後日、事務局より連絡をさせていただきたいと思えます。

第4回の審議会は、部会からの中間報告が主な審議事項となる予定でございます。

できるだけ全員の委員のご参加を考えていますので、日程につきましては、事務局より余裕をもって調整をさせていただきたいと思えます。

その他、委員の皆さまから何かご意見はございますでしょうか。

今の日程も含めまして、他のことでも結構でございます。何かご意見はございませんでしょうか。よろしいですか。

《特に意見なし》

それでは本日の案件は以上でございます。

長時間にわたりまして、大変ご苦勞さまでございました。

ありがとうございました。

事務局 会長、どうもありがとうございました。

以上を持ちまして、第3回城陽市上下水道事業経営審議会を散会いたします。委員の皆さま、どうもありがとうございました。